

九州大学同窓会館使用料金規程

平成16年度九大規程第69号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 元年 9月 2日
(令和元年度九大規程第35号)

第1条 九州大学同窓会館使用規則（平成16年度九大規則第66号。以下「規則」という。）
第7条の規定に基づく会議室、多目的室及び小講堂（以下「会議室等」という。）の使用料については、この規程の定めるところによる。

第2条 会議室等の使用料は、別表に定める施設使用料の額とする。

第3条 使用料は、所定の期日までに、経費の振替又は本学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することがある。

- (1) 災害その他使用者の責任によらない理由で、使用できないとき。
- (2) 規則第6条第1項の規定により使用の許可を取り消したとき。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規程第94号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第92号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規程第35号）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	1時間当たりの単価 (1時間未満は1時間に切上げ)
会議室(1)	1,100円
会議室(2)	1,500円
多目的室	2,100円
小講堂	3,600円